

多面的機能ネットワーク

協議会だより NO.67 (2014.12 発行) 山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

平成 26 年度 農村環境の未来を考える研修会 vol.7 開催

11月19日（水）に山口市の山口県総合保健会館において「平成 26 年度農村環境の未来を考える研修会～地域が一体となって～」が開催されました。県内外から関係者 856 名の参加があり、活動組織からは 214 組織 778 名が参加されました。



昨年度より、多面的機能支払交付金対策に積極的に取組み、山口県内の模範となり、特にすぐれた活動を展開している活動組織を「山口県農地・水・環境保全向上対策協議会会長賞」として表彰しています。本年度は、組織の広域化を図り、体制強化（俵山地域の既存の 5 活動組織を統合）を進めたことが高く評価された長門市俵山地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会（会長 三浦辰美）が表彰されました。

続いて、過疎化、高齢化により農業の生産・加工・販売現場は、元気を失いかけている農村地域が多い状況ですが、「多面的機能支払交付金対策」「中山間地域等直接支払制度」の施策を活用して、地域が主体となって持続可能な地域づくりを地域ぐるみで取組んでいる阿武町農事組合法人福の里の市河代表理事より事例発表がありました。

基調講演においては、5 月に来日したアメリカのオバマ大統領に、安倍首相が手土産として渡したことでも話題となった燭祭。倒産寸前の負け組の酒蔵が起こした奇跡とピンチに挑み続けた大逆転の経営。変革を可能にし、今や世界約 20 カ国に経営展開するまでに至った体験と合理的思考法を岩国市旭酒造の桜井社長にご紹介いただきました。

参加された活動組織のみなさん、大変にお疲れさまでした。



活動組織のみなさん！ 実施されましたか？



農地維持活動について

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、**毎年、実施する活動です！**

地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、今年度の初旬に「追加活動申請書」へ記載していただきました。具体的な取組内容として、下記の項目に を入れていただいているので、ご確認ください。

- 農業者による検討会の開催
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催

これらの活動を通じて、地域資源の保全管理の体制の拡充・強化を行っていただくとともに、5年目に「地域資源保全管理構想」として、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等をとりまとめていただきます。



活動組織からよくある質問コーナー

Q. 補修、更新等の内容によっては、1年目に測量設計のみを行い、2年目以降に工事を実施してよいのか？

A. 初年度に一括して、調査設計業務を行い、次年度以降に計画的に施行することは可能である。

Q. 1年目は、ベンチフリュームの製品のみを購入し、2年目より水路更新の施工をするような実施計画は認められるか？

A. 1年目に資材を購入し、2年目に工事を実施することは可能である。なお、工事の着手については長期間の在庫管理が必要となること、施設の長寿命化の効果発現が遅れることなどから、できる限り早期に、工事に着手すること。（市町担当者と協議を要す）

Q. 交付金は、作業委託や大型草刈機の購入などに使えるのか。

A. 農地維持支払又は資源向上支払の使途において、作業委託等の外注については、当該活動が規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合は可能としている。機械の購入については、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、機械の利用回数や期間、価格を踏まえ、レンタルする場合の条件と比較して判断することとなる。

Q. 外注する際の工事費用、発注方法の妥当性をどのように確保すればよいのか。

A. 工事費用は、複数の専門業者からの見積徴収等により算出する。なお、地域における積算基準等もあるので、市町等へ相談されたい。なお、市町で契約方法のルールを設定した場合はそのルールに沿って実施するものとする。